

山梨県中山間地域等直接支払制度特認基準

8法地域以外の農用地にあっては、1のいずれかの要件を満たす地域の中で2の要件を満たす農用地であること。

1 地域基準

- (1) 8法地域に地理的に接する農用地
- (2) 農林統計上の中山間地域（農林統計に用いる地域区分の改訂について（平成25年3月28日付け24統計第1384号）の3の（2）の農業地域類型区分のうち「中間農業地域」又は「山間農業地域」をいう。地域区分は旧市町村単位とする。）
- (3) DID（人口集中地区）以外の地域で、次のアからオまでの要件のうち3つ以上の要件を満たす地域。ただし、農林統計上の中山間地域に隣接する地域に限る。（旧町村単位または農業集落単位）

- ア 農林業従事者割合が10%以上
- イ 農林地率が75%以上
- ウ 耕作放棄率が全国平均以上又は耕作放棄率上昇度が0.5ポイント以上
- エ 農業従事者高齢化率が30%以上
- オ 当該地域に属する市町村財政力指数が0.42以下である地域（農業集落で指定する場合は本要件を除く）

2 農用地基準

- (1) 上記1の（1）及び（2）の地域については次のアからウまでのいずれかの要件を満たすこと
 - ア 傾斜農用地（田1/100以上、畑8度以上）
 - イ 自然条件により小区画・不整形な水田
 - ウ 高齢化率・耕作放棄率の高い農用地
- (2) 上記1の（3）の地域については次の要件を満たすこと
 - ア 傾斜農用地（田1/50以上、畑8度以上）

3 各要件の算出方法等

- (1) 1の（3）のア「農林業従事者割合」は次式により算出する。
(当該旧町村（農業集落）の区域に係る農業従事者及び林業従事者数の合計) ÷
(当該旧町村（農業集落）の区域に係る15歳以上の人口) × 100 (%)

- 農業従事者：「2010年農林業センサス」のデータ
- 林業従事者：「2010年農林業センサス」のデータ
- 15歳以上の人口：「国勢調査(平成22年)」のデータ

(2) 1の(3)のイ「農林地率」は、次式により算出する。

(当該旧町村(農業集落)に係る経営耕地面積及び林地面積の合計) ÷ (当該旧町村(農業集落)の区域に係る総土地面積) × 100 (%)

○経営耕地面積：「2010年農林業センサス」のデータ

○林野面積：「2010年農林業センサス」のデータ

○総土地面積：「平成22年全国都道府県市区町村別面積調」のデータ

(3) 1の(3)のウのうち、「耕作放棄率」は、次式により算出する。

(当該旧町村(農業集落)に係る耕作放棄地面積) ÷ (当該旧町村(農業集落)に係る経営耕地面積 + 当該旧町村(農業集落)に係る耕作放棄地面積) × 100 (%)

○経営耕地面積及び耕作放棄地面積：「2010年農林業センサス」のデータ
1の(3)のウのうち「耕作放棄率上昇度」は、次式により算出する。

(当該旧町村(農業集落)に係る平成22年耕作放棄率) - (当該旧町村(農業集落)に係る平成17年耕作放棄率)

(4) 1の(3)のエ「農業従事者高齢化率」は、次式により算出する。

(当該旧町村(農業集落)に係る65歳以上の農業従事者数) ÷ (当該旧町村(農業集落)に係る農業従事者数) × 100 (%)

○農業従事者数：「2010年農林業センサス」のデータ

(5) 1の(3)のオ「財政力指数」は、平成26年度の数値とする。

(6) 2の(1)のウに該当する農用地は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領」の第4の2の(4)に該当する農用地とする。

附則

1 この基準は、平成17年6月13日から施行する。

1 この基準は、平成18年8月22日から施行する。

1 この基準は、平成22年7月 9日から施行する。

1 この基準は、平成27年 月 日から施行する。

山梨県特認基準該当市町村（旧市町村）

1 8法地域に地理的に接する農用地

市町村名	旧市町村名
甲府市	甲府市、甲運村、千代田村、能泉村、宮本村（5）
山梨市	日下部町、八幡村、岩手村、後屋敷村（4）
韮崎市	韮崎町、穂坂村、藤井村、中田村、穴山村、旭村、竜岡村（7）
南アルプス市	飯野村、百田村、小笠原町、落合村（4）
北杜市	安都玉村、甲村、安都那村（3）
甲斐市	竜王村、敷島町、登美村（3）
笛吹市	春日居村、石和村、英村、一宮村、浅間村、八代村、花鳥村、境川村（8）
甲州市	勝沼町、祝村、東雲村、菱山村（4）
中央市	豊富村（1）
忍野村	忍野村（1）
山中湖村	山中湖村（1）
富士河口湖町	船津村（1）

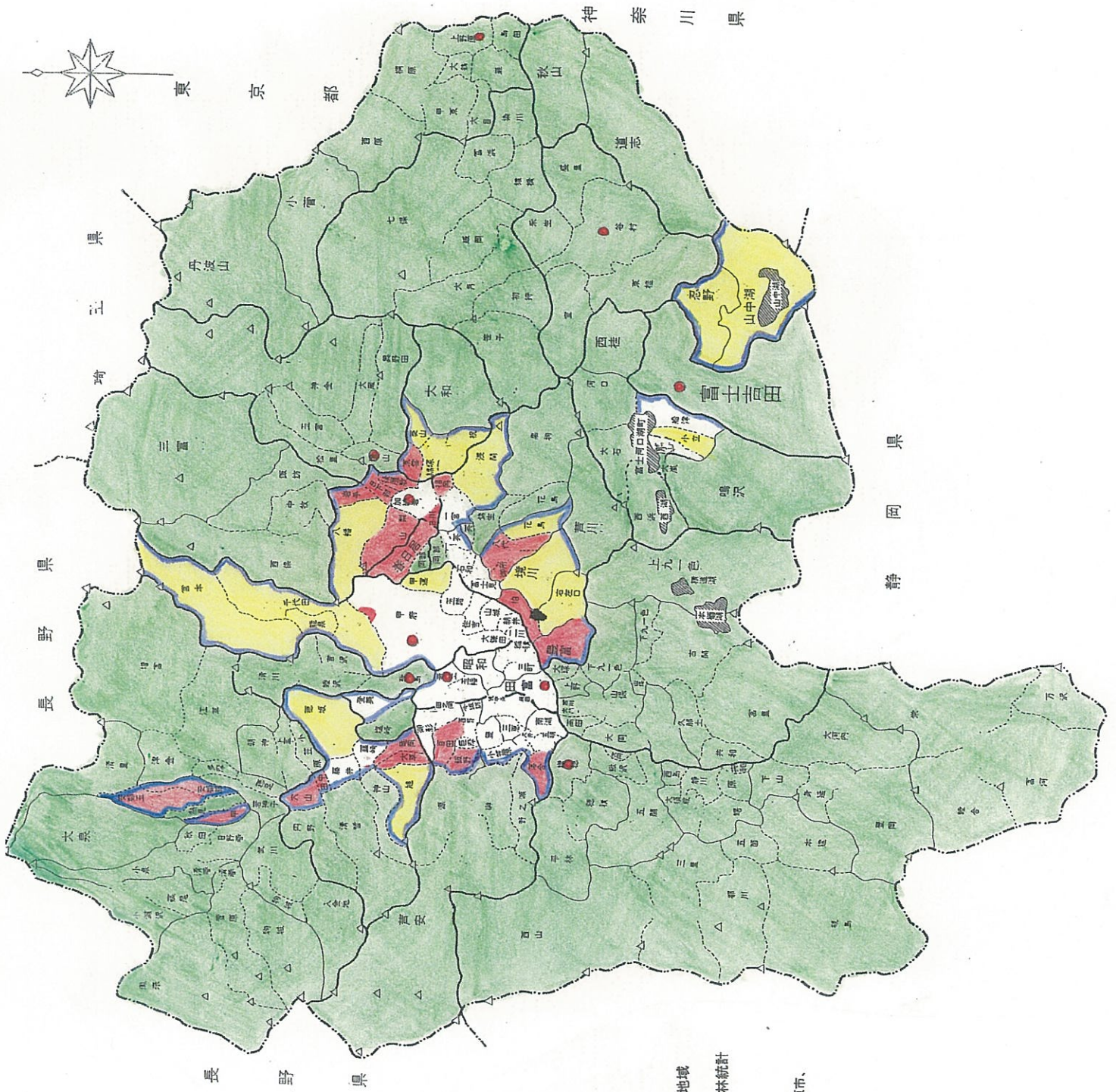
1 2市町村 4 2旧市町村

2 農林統計上の中山間地域市町村（8法地域外）

市町村名	旧市町村名
甲府市	甲運村、千代田村、能泉村、宮本村、右左口村（5）

中山間地域等直接支払制度対象地域

(第4期対策：H27～H31)



凡例

- 8法指定地域
- 特認(1) 8法指定地域に隣接する農用地
- 特認(2) 8法指定地域外で農林統計上の中山間地域
- 特認(3) DID地域以外で一定基準を満たす農林統計上の中山間地域に隣接する地域
- DID (人口集中地区)：8市1町
(甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、甲斐市、上野原市、中央市、富士川町)
- 県境界
- 郡市境界
- 町村境界
- 旧市町村境界